



佐賀県公報

平成16年
11月19日
(金曜日)
第 12535号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

公 告

- 県有ビームライン用粗排気セットの製造に係る一般競争入札
 (新 産 業 課) 一
- 開発行為に関する工事の完了
 (ちよびへり推進課) 四
- 地域森林計画を変更する案の縦覧
 (森 林 整 備 課) 四
- 報 告
- 第十一回理容師及び美容師国家試験の実施
 (財団法人理容師美容師試験研修センター) 四

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年11月19日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 神 谷 俊 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物件の名称及び数量
 県有ビームライン用粗排気セットの製造 一式
- (2) 調達物件の特質等
 入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限
 平成17年2月10日
- (4) 納入場所
 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地の佐賀県立九州シンクログロトロン光研

宛センター内において別途指定する場所に設置すること。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一連の調達契約に関する事項

- (1) 今後調達が予定される物件の名称、数量及び入札公告予定時期
 県有ビームラインBL1用照射チャンパーの製造及び据付け等
 平成17年1月頃
- (2) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
 平成14年3月29日

3 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号
佐賀県農林水産商工本部新産業課 科学技術振興担当
電話 0952-25-7129

4 入札参加資格及び条件

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点まで有すること。
- (2) 調達物件又は同種同程度の物件を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。
- (3) 調達物件の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。
- (4) 県が別途設置する技術審査会の技術審査の結果、この公告に示した物件

の提供が可能であると認められること。

5 入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 上記4の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県(以下「県」という。)所定の入札参加資格認定申請書様式に必要な事項を記入のうえ持参して提出すること。

(2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

佐賀県出納局用度管財課用度班 電話0952-25-7194

Email: youdokanzai@pref.saga.lg.jp

(3) 申請書様式の入手先

上記(2)の部局又は佐賀県ホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

6 証明書類等、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札説明書の交付及び契約条項の提示

(1) 期間

平成16年11月29日まで

(2) 場所

上記3の部局

8 入札者に求められる義務

(1) 入札説明書で要求する証明書類、計算書類及び上記4の(2)から(4)までを証明する書類を、平成16年11月29日16時まで上記3の部局に提出すること。また、上記4の(1)の入札参加資格のない者にあつては入札参加資格認定申請書を、併せて同じ日時までに上記5の(2)の部局に持参して提出すること。

(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

9 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法

(1) 場所

上記3の部局

(2) 期限

平成16年12月3日 17時

(3) 提出方法

書留郵便とすること。

10 持参による入札書の提出の場所及び期限

(1) 場所

佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟112号会議室

(2) 期限

平成16年12月6日 10時

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

上記10の(1)の場所

(2) 日時

平成16年12月6日 10時

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

なお、入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項各号に掲げる担保を供することができる。

また、次の場合は、入札保証金の納付等が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国(公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律(平成6年法律第78号)第11

<p>条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。)又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合</p> <p>(2) 契約保証金 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。</p> <p>なお、契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき担保を供することができる。</p> <p>また、次の場合は、契約保証金の納付が免除される。</p> <p>ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>イ 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国(公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律第11条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。)又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合</p> <p>13 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者</p> <p>(2) 当該競争について不正行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>(4) 上記11の(1)の入札保証金を納入しない者及び入札保証金の納入額が不足する者</p> <p>(5) 1人で2以上の入札をした者</p> <p>(6) 代理人でその資格のないもの</p>	<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者</p> <p>14 落札者の決定の方法</p> <p>(1) この入札にあつては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもつて申込みをしたものを契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であるときは、その者を落札者としなければならないことがある。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>15 この調達契約は、1994年4月15日ラケシエで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) The nature and quantity of the products or services to be procured: The manufacture of Pump Exhaust Units for the Prefectural Beamline, 4set</p> <p>(2) Delivery period: February 10, 2005</p> <p>(3) Delivery place: the place that will be appointed in "SAGA Light Source", 8-7, Yayoigaoka, Tosu-shi, Saga, 841-0005 Japan</p> <p>(4) Time limit for tender: 17:00 December 3, 2004 by mail or 10:00 December 6, 2004 by direct delivery</p> <p>(5) A contact point for the notice: New Industry Development Division, Agriculture, Forestry, Fisheries and Commerce Head Office,</p>
--	---

Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-shi, Saga,
840-8570 Japan; Tel. +81-952-25-7129

<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。</p> <p>平成16年11月19日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 開発区域に含まれる地域の名称</p> <p>佐賀郡大和町大字久池井字六本杉2968番11、2968番13、2969番7及び2969番9</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>佐賀郡大和町大字久池井3167番地</p> <p>江口悦子</p>	<p>3 縦覧期間</p> <p>平成16年11月19日から平成16年12月20日まで</p> <p style="text-align: center;">○ 縦 覧</p> <p>理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定に基づき、第11回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施します。</p> <p>平成16年11月19日</p> <p style="text-align: center;">財団法人理容師美容師試験研修センター</p> <p style="text-align: center;">理事長 金 田 一 郎</p> <p>1 試験期日</p> <p>(1) 理容師実技試験 平成17年1月24日（月曜日）</p> <p>(2) 美容師実技試験 平成17年1月31日（月曜日）</p> <p>(3) 理容師筆記試験及び美容師筆記試験 平成17年3月6日（日曜日）</p> <p>2 試験地</p> <p>(1) 実技試験 佐賀市伊勢町4番4号 佐賀高等美容学校</p> <p>(2) 筆記試験 北海道、岩手県、宮城県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、愛媛県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県</p> <p style="text-align: center;">（上記都道府県のうち希望する会場）</p> <p>3 試験会場</p> <p>別途配布する「受験の手引」の会場案内図を参照してください。</p> <p>4 試験事項</p> <p>(1) 実技試験</p> <p style="text-align: center;">ア 理容師実技試験</p> <p style="text-align: center;">(ア) 理容の基礎的技術</p>
<p>平成16年11月19日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 森林計画区の名 称</p> <p>佐賀西部地域森林計画区（唐津市、伊万里市、東松浦郡浜玉町、七山村、厳木町、相知町、北波多村、肥前町、玄海町、鎮西町及び呼子町並びに西松浦郡有田町及び西有田町）</p> <p>2 縦覧場所</p> <p>佐賀県県土づくり本部森林整備課、唐津農林事務所及び伊万里農林事務所</p>	

<p>a カッターイング ミディアム分髪スタイルとします。</p> <p>b シェービング ネットクシェービング、フェイスマシェービング及び顔面処置を含みます。</p> <p>c 整髪 分髪線のある基本整髪とします。</p> <p>(4) 理容を行う場合の衛生上の取扱い</p> <p>イ 美容師実技試験</p> <p>(7) 美容の基礎的技術</p> <p>a 第1課題 オールウェーブセッティング ノーパット、オールウェーブ7段構成とします。</p> <p>b 第2課題 カッターイング グラデーショナルボブスタイルとします。</p> <p>(4) 美容を行う場合の衛生上の取扱い</p> <p>ウ 実技課題の設定条件 (試験時間、技術の条件、モデルウイングの条件及び器具・用具の条件) 及び受験者の留意事項、持参用具等については、別途配布の「受験の手引」を参照してください。</p> <p>(2) 筆記試験科目</p> <p>ア 関係法規・制度</p> <p>イ 衛生管理</p> <p>(7) 公衆衛生・環境衛生</p> <p>(4) 感染症</p> <p>(4) 衛生管理技術</p> <p>ウ 理容保健又は美容保健</p> <p>(7) 人体の構造及び機能</p> <p>(4) 皮膚科学</p>	<p>エ 理容の物理・化学又は美容の物理・化学</p> <p>オ 理容理論又は美容理論</p> <p>5 試験の免除</p> <p>(1) 理容師国家試験 理容師法施行規則 (平成10年厚生省令第4号) 第13条の規定に基づき、第10回筆記試験又は実技試験に合格した者については、その申請により、第11回筆記試験又は実技試験のうち、その合格した試験が免除されます。</p> <p>(2) 美容師国家試験 美容師法施行規則 (平成10年厚生省令第7号) 第13条の規定に基づき、第10回筆記試験又は実技試験に合格した者については、その申請により、第11回筆記試験又は実技試験のうち、その合格した試験が免除されます。</p> <p>6 受験資格</p> <p>(1) 理容師国家試験</p> <p>ア 理容師法 (昭和22年法律第234号) 第3条第3項に定める者</p> <p>イ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律 (平成7年法律第109号) 附則第3条に定める者</p> <p>(2) 美容師国家試験</p> <p>ア 美容師法 (昭和32年法律第163号) 第4条第3項に定める者</p> <p>イ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律 (平成7年法律第109号) 附則第5条第1項に定める者</p> <p>7 受験手続</p> <p>試験を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出してください。</p> <p>(1) すべての受験者が提出する書類等</p> <p>ア 受験願書</p> <p>イ 写真 (提出の日前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦5センチメートル横4センチメートルのものに、裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。)</p>
--	---

<p>ウ 受験手数料払込金受領証（受験願書裏面の所定の箇所へはり付けること。）</p> <p>エ 受験票（表面に氏名、現住所及び受験地を記入したもの）</p> <p>オ 氏名を変更した者は戸籍謄本又は抄本</p> <p>(2) 6の(1)のア又は(2)のアに該当する者が提出する書類次のいずれかの書類を提出してください。</p> <p>ア 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設の卒業証明書又は卒業見込証明書</p> <p>なお、卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成17年3月17日（木）までに卒業証明書を提出してください。期日までに提出がない場合は、受験資格を満たさなかった者として、当該試験は無効とします。</p> <p>イ 第10回理容師国家試験結果通知書又は美容師国家試験結果通知書</p> <p>(3) 6の(1)のイ又は(2)のイに該当する者が提出する書類</p> <p>次に掲げる書類のうち、ア又はイのいずれかを、ウと併せて提出してください。</p> <p>ア 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設の卒業証明書</p> <p>イ 理容所・美容所の開設者の実地習練証明書</p> <p>ウ 第10回理容師国家試験結果通知書又は美容師国家試験結果通知書</p> <p>(4) 試験の免除を受ける者が提出する書類</p> <p>第10回理容師国家試験又は美容師国家試験の筆記試験合格証明書又は実技試験合格証明書</p> <p>8 受験に関する書類の提出期間、提出先等</p> <p>(1) 提出期間</p> <p>平成16年12月13日（月）から12月17日（金）までの午前10時から午後4時まで</p> <p>(2) 提出先</p>	<p>佐賀市白山一丁目2番13号 諸永ビル3階 財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部</p> <p>(3) 提出方法</p> <p>受験に関する書類は原則として持参するものとします。ただし、郵送する場合は、「理容師国家試験受験願書」又は「美容師国家試験受験願書」と書いて、書留郵便で送付してください。この場合、平成16年12月17日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。</p> <p>(4) 受験に関する書類は、受付後は返却しません。</p> <p>(5) 受験に関する書類の受付後は、受験希望地の変更は認めません。</p> <p>(6) 受験に関する書類の提出後に、氏名又は現住所に変更を生じたときは、財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部へ直接申し出てください。</p> <p>9 受験手数料</p> <p>実技試験を受験する場合の受験手数料13,000円及び筆記試験を受験する場合の受験手数料9,600円は、原則として銀行振込又は郵便振替（財団法人理容師美容師試験研修センター所定の払込用紙を用いる場合に限る。）により納付してください。この場合において、銀行振込等に要する手数料は、受験者の負担とします。</p> <p>10 受験票の交付</p> <p>財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部から受験者あてに受験票に記載された現住所へ直接送付します。</p> <p>11 合格者の発表</p> <p>試験に合格した者の発表は、平成17年3月31日（木）午前9時に厚生労働省及び財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部にその氏名及び受験番号を掲示して発表します。また、合格した者には合格証書を同時に送付するほか、受験した者に試験結果通知書を送付します。</p> <p>12 受験の手引等の配布</p>
---	---

受験の手引、願書用紙、写真用台紙、払込用紙等を請求しようとする者は、財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部まで申し出てください。

配布の期間は、平成16年11月8日(月)から同年12月10日(金)までの期間の午前9時から午後5時までとします。ただし、この期間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除きます。

なお、郵送を希望する者は、封筒に希望する「受験の手引」の種類(理容師試験又は美容師試験及び実技試験又は筆記試験の別)を明記し、住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒(封筒の大きさは角形2号、縦332ミリメートル横240ミリメートル)に240円の郵便切手をはり付けたものを同封して財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部まで申し出てください。配布の期間に限り受け付けます。

13 問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部(郵便番号840-0826
佐賀市白山一丁目2番13号 諸永ビル3階 電話 0952-29-5839)又は佐賀県健康福祉本部生活衛生課(電話 0952-25-7077)

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十一月十九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画（株）